

看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

令和6(2024)年 4月 1日改定

1. 事業者

〒860-0803 熊本市中央区新市街7番17号 電話. 096-384-0055
医療法人田中会 理事長 田中 英一

2. 事業所の概要

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能ホームむさし

住所：〒861-8003 熊本市北区楠7丁目15番1号 電話(FAX) 096-339-5540

事業所番号：4390101865

管理者氏名： 馬原 博美

開設年月：平成28年8月 登録定員：29人(通いサービス定員18人、宿泊サービス定員8人)

居室等の概要：当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

宿泊室は、洋室8室をご用意しておりますが、利用者の方の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もございます。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	8室	洋室(8室)
食堂・リビング	1室	
浴室・洗面室	1室	浴室移動用リフト
トイレ	3室	(車椅子対応、シャワートイレ)
火災警報器	8個	(寝室5、階段1、台所1、2F会議室1)
消火器	2個	消火栓(1箇所)
スプリンクラー	38箇所	

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域：熊本市北5地域包括支援センターの担当校区とする。

営業日：年中無休(尚、受付・相談については、通いサービスの時間と同様です)

営業時間：通いサービス(9時30分～16時30分)、宿泊サービス(16時30分～9時30分)、
訪問サービス(24時間)

4. 職員の配置状況 (令和6年4月1日現在)

管理者1名、介護支援専門員1名、看護師3名、准看護師2名、介護職員11名

※日中の通いサービスにおいて、利用者3名につき1名以上、及び訪問担当職員2名、夜間において
宿泊サービス担当職員1名、及び訪問担当職員1名を配置するものとします。

職員の勤務時間は原則として次の通りです。(その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。)

日勤：8時30分～17時30分、夜勤：16時30分～9時30分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金(契約書第5条参照)

介護保険の給付の対象となるサービスについて、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の自己負担割合が1割、2割、3割になります。通い・訪問・宿泊のサービスを具体的に、それぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

協力医療機関として連携体制を整備しています。

武蔵ヶ丘病院	熊本市北区楠7丁目15-1	TEL. 096-339-1161
八口一歯科診療所	熊本市北区清水新地6丁目6-7	TEL. 096-337-3686
介護老人保健施設 おおつかの郷	大津町陣内1165	TEL. 096-294-1500

9. 虐待の防止

当事業所では、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

○虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 : 管理者

○虐待等に係る苦情解決方法や体制を整備しています。

○地域包括支援センターへの報告

○従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

○成年後見制度の利用を支援します。

10. 身体拘束等の禁止

当事業所では、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

○身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

○身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

○従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施しています。

11. 感染症・災害対策

○感染症の発生およびまん延に関する取り組みを行い、委員会の開催・指針の整備・研修・訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

○感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築していきます。

○非常時災害対策を構築し、他事業者や地域住民との連携の強化を行います。

12. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また防災訓練を年2回行います。

13. サービス利用に当たっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○事業所内での宗教活動および政治活動はお断りいたします。

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
